

近江八幡市地域生活支援拠点等事業実施要綱に基づく、地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の登録申請手続きについて案内します。

地域生活支援拠点等事業について

地域生活支援拠点等は、障害者等の重度化・高齢化等に備えるとともに、地域生活への移行、地域生活の継続等を進めるため、重度障害にも対応できる専門性を有し、地域生活において、障害者等やその家族の緊急事態に対応を図るもので、以下の2つの目的があります。

- ① 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用と障害福祉サービスが利用できない時の緊急一時支援の体制整備
⇒ 地域における生活の安心感を担保する機能を備える。
- ② 体験の機会の提供を通じて、施設や親元からグループホーム、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備
⇒ 障害者等の地域での生活を支援する。

近江八幡市では、地域生活支援拠点等の下記の（１）～（５）の機能を備えた複数の事業所・機関による面的な体制により、地域生活支援拠点等整備事業を実施します。

- （１）相談機能
- （２）緊急時の受入れ・対応機能
- （３）体験の機会・場の提供機能
- （４）専門的人材の確保・養成機能
- （５）地域の体制づくり機能

機能を担うことができるのは、以下の市内の事業者です。

- ・法第29条第1項に規定する「指定障害福祉サービス事業者」
- ・法第51条の14第1項に規定する「指定一般相談支援事業者」
- ・法第51条の17第1項第1号に規定する「指定特定相談支援事業者」

それぞれの機能を担う事業所の連携が特に重要であるため地域生活支援拠点等の機能を担う事業所登録を行う場合、近江八幡市障害者自立支援協議会に積極的に参画してください。

登録申請について

1 事前相談

◆事前に必ずご相談ください。

近江八幡市地域生活支援拠点等事業実施要綱をよく読み、登録申請前に必ず近江八幡市障がい福祉課へご相談ください。

2 運営規程の変更

◆地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として申請する場合は、運営規程にその旨の記載が必要です。

※以下の「障害福祉サービス等の給付費における地域生活支援拠点等に係る加算」は、要件を満たすことで算定することができます。実際の請求に当たっては、法令等の規定を確認してください。また、介護給付費等算定に係る体制等に関する届出が必要です。

<障害福祉サービス等の給付費における地域生活支援拠点等に係る加算>

(1) 相談機能

○計画相談支援、障害児相談支援

運営規程に地域生活支援拠点等の機能を担う事業所である旨を記載

→地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として届出

→緊急時に短期入所の利用調整を行った場合、地域生活支援拠点等相談強化加算700単位の算定が可能

(2) 緊急時の受入れ・対応機能

○短期入所

運営規程に地域生活支援拠点等の機能を担う事業所である旨を記載

→地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として届出

→緊急時の受入れに限らず利用者に短期入所を行った場合、利用開始日のみ、100単位の加算算定が可能

○生活介護、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続B型

運営規程に地域生活支援拠点等の機能を担う事業所である旨を記載

→地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として届出

→事業所の従業員のうち、市及び拠点関係機関との連携及び調整に従事する者を1名以上配置していること

- 緊急時に日中の支援に引き続き夜間に支援を実施した場合、緊急時受入加算として
1日につき100単位算定可能

○地域定着支援

運営規程に地域生活支援拠点等の機能を担う事業所である旨を記載

- 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として届出
- 事業所の従業員のうち、市及び関係機関との連携及び調整に従事する者を1名以上配置していること
- 緊急時支援費（I）の734単位に加えて、更に50単位の加算が可能

○居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護

運営規程に地域生活支援拠点等の機能を担う事業所である旨を記載

- 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として届出
- 居宅介護計画等に位置付けられていないサービス提供を、利用者等の要請を受けてから24時間以内に行った場合
- 緊急時対応加算100単位に加えて、更に50単位の加算が可能
※月2回を限度

(3) 体験の機会・場の提供機能

○生活介護、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、地域移行支援

運営規程に地域生活支援拠点等の機能を担う事業所である旨を記載

- 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として届出
- 障害福祉サービスの体験利用支援加算（500単位・250単位）に加えて、更に50単位の請求が可能

- *体験利用支援加算については、初日から5日目まで 500単位
6日目から15日目まで 250単位

(4) 専門的人材の確保・養成機能

(5) 地域の体制づくり機能

○計画相談支援、障害児相談支援

運営規程に地域生活支援拠点等の機能を担う事業所である旨を記載

- 地域生活支援拠点等を担う事業所として届出
- 支援が困難な計画相談支援利用者に対して、他のサービス提供事業所の職員と会議等により情報共有や支援内容を検討し、必要な支援を共同して実施するとともに地域課題を

整理し、自立支援協議会に文書により報告を行った場合、障がい者1人につき月1回を限度として、地域体制強化共同支援加算2000単位が算定可能

3 申請

◆申請書の提出

事前相談ののち、添付書類を揃えて近江八幡市障がい福祉課に提出してください。

※事前相談のない申請書については、受理できません。

①申請書類

- 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の登録に係る申請書
(近江八幡市地域生活支援拠点等事業実施要綱別記様式第1号)
- 運営規程の写し

②提出部数：1部（縮小・拡大コピー等により全てA4サイズでお願いします）

4 審査

◆提出書類に基づき、審査を行います。

5 登録

◆登録日は毎月1日です。

登録を希望する前月の20日までに登録申請を提出してください。

◆地域生活支援拠点等事業所名簿に登録し、登録した旨を法人の代表者宛に通知するとともに、近江八幡市障害者自立支援協議会及び障がい福祉施設整備検討部会に事業所が登録された旨を報告し、ホームページにおいて公表します。

6 記録の整備

地域生活支援拠点等を担う上で実施した支援の内容の記録は、実施後5年間保管してください。

〈お問い合わせ先〉

〒523-8501

近江八幡市桜宮町236番地

近江八幡市 福祉保険部 障がい福祉課

TEL 0748-31-3711

FAX 0748-31-2037

E-mail 010837@city.omihachiman.lg.jp